

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 新潟県  
 農業委員会名： 阿賀野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	6,111	346	314	18	14	6,457
経営耕地面積	6,264	243	125	8	110	6,507
遊休農地面積	1	0	0	0	0	1
農地台帳面積	6,367	710	709	0	1	7,077

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,035
自給的農家数	342
販売農家数	1,693
主業農家数	330
準主業農家数	518
副業的農家数	845

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,773
女性	1,380
40代以下	298

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	507
基本構想水準到達者	111
認定新規就農者	7
農業参入法人	31
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ。

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19以内	19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	4
40代以下	—	4
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19以内	15	4

※ 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載。

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		6,457ha	4,173ha
課 題	離農や規模縮小等のあっせん申出は増加傾向にあり、農地相場は下落傾向に、同時に米価の下落・低迷等の影響もあり、積極的な買受農家は減少しています。このような状況のなか、個人経営の限界を感じる農業者は増加傾向にあり、国・県の農業支援も個人から法人へ移行しています。 地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と、集落営農組織や法人化などによる、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への利用集積を一層推進していく必要があります。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入。  
 ※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入。

### 2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
4,347ha	4,279ha	106ha	98.44%

- ※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入。  
 ※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入。  
 ※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入。

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう、広報紙や市ホームページ等を活用した周知を徹底するとともに、関係機関と連携した相談や指導、調整等きめ細かな対応を行います。
活動実績	年間を通して、関係機関と連携し、農地中間管理事業に係る出し手・受け手の希望者や経営所得安定対策における認定農業者の優位性、農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業の円滑な実施のため、電話や窓口での相談・指導をきめ細かく行うとともに、広報紙等に掲載し制度の周知を行いました。 また、事情により離農や経営規模の縮小を希望する農家からのあっせん申出を受けて、地域担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が調整役を務めながら、担い手農家等に対して、農地集積・集約化を図るためのあっせん活動を展開しました。

- ※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入。

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	令和3年度の目標値を達成することができませんでした。要因を検証し、対策を講じる必要があります。
活動に対する評価	離農や規模縮小等のあっせん申出が増加しています。農地相場は下落傾向にありますが、同時に米価の下落・低迷等の影響もあり、積極的な買受農家が減少しています。このような状況ではありますが、関係機関との連携や窓口等におけるきめ細やかな対応、地区担当農業委員等のあっせん活動が重要と考えます。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	R2年度新規参入者数	R元年度新規参入者数	H30年度新規参入者数
	2 経営体	6 経営体	8 経営体
	R2年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積
	9.4ha	16.7ha	28.4ha
課題	新規参入を希望する就農候補者は、農業に関する知識や経験が少なく(若しくは無い)、また、最初は本市に農業経験のある知人はいないに等しい。新規参入のためには、農地の確保から農業指導等、克服しなければならない課題が多岐にわたるため、関係機関の連携と継続した支援体制を整備する必要があります。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入。

#### 2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3 経営体	3 経営体	100.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
10.2ha	20.56ha	201.6%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入。

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入。

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入。

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	相談やアドバイス、情報提供など関係機関と連携し、各分野別担当者の役割を明確化し、サポート体制の充実と支援のスピード化を図ります。
活動実績	新規参入希望者に対し、相談やアドバイス、情報提供等について関係機関と連携して対応しました。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入。

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標を達成できました。新規参入を希望する就農候補者は、農業に関する知識や経験が少なく(若しくは無い)、また、最初は本市に農業経験のある知人はいないに等しい。新規参入のためには、農地の確保から農業指導等、克服しなければならない課題が多岐にわたるため、関係機関の連携と、継続した支援体制を整備する必要があります。
活動に対する評価	新規参入希望者に対しては、相談やアドバイス、情報提供など各分野の担当者同士で連絡を密にして対応しました。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
		6,457ha	1.02ha
課 題	高齢化や担い手不足等により、不耕作地が増加傾向にあります。農地の遊休化による病虫害の発生と周辺農地への悪影響が懸念されます。 農地の利用状況調査、遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施し、その対処として、関係機関と連携し、耕作放棄地再生利用緊急対策事業や農地中間管理事業、経営所得安定対策などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地の減少を図る必要があります。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入。

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入。

### 2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.70ha	0.20ha	28.57%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入。

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入。

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査		40人	7月～8月
調査方法		1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員及び農地利用最適化推進委員会を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施します。遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取りまとめ記録します。また、所有者等に利用意向調査を行い、意見も踏まえて農地中間管理機構と連携し担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行います。 2 毎月の総会で農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)案件については、事前に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配布し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議します。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、農業経営基盤強化促進法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時調査を実施します。		
農地の利用意向調査		調査実施時期: 10月～11月	調査結果取りまとめ時期: 12月～1月	
その他の活動	特になし			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		44人	8月	9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月～11月	調査結果取りまとめ時期	12月～1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 53 筆	調査数: 筆	調査数: 筆
	調査面積: 2.5 ha	調査面積: ha	調査面積: ha	
その他の活動	1 毎月の総会で農地法第3条及び農業基盤強化法(農地利用集積計画)の総会議案の審議のため、事前に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)に航空写真を提供し、地域との調和要件等の現地調査と併せ、目視による農地パトロールを実施、また、市広報紙により情報収集に努めました。 2 管内4地区に調査区域に分け、地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員、また関係機関と一体となり、農地パトロールを8月23日～24日に実施。遊休農地と併せ前年中で賃貸借権の設定(1ha以上抽出)、転用申請許可を受け完了報告未提出農地及び相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(抽出)を確認。調査結果は、写真等でとりまとめ記録しました。 3 取りまとめ後、農業委員並びに農地利用最適化推進委員及び関係機関による検討会を開催し、A判定に該当する農地の所有者への農地利用意向調査を行いました。			

#### 4 目標及び活動に対する評価

<p>目標に対する評価</p>	<p>農業委員会が実施する継続的な指導により、自ら耕作再開や適切な管理が行われることにより遊休農地の解消が図られました。未解消の農地については、農地の利用意向調査を実施し、一部ではありますが、自ら解消に向けた取組みの意向を確認できました。</p>
<p>活動に対する評価</p>	<p>農業委員並びに農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしています。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を抑制しています。</p>

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
		6,457ha
課 題	地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあります。 日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供、農地パトロールの実施が抑止効果となるよう、その活動について、農地法第4条、第5条と併せて周知するとともに、その方法について更なる工夫が必要です。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入。

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入。

### 2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.06ha	0.00ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入。

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄が違反転用の引き金とならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行います。</li> <li>・無断転用の防止に効果のある農地転用許可済表示板については引き続き活用し、標示看板の設置を徹底します。</li> <li>・市の広報紙及びホームページ、SNS等の様々な媒体を活用した周知を行います。</li> <li>・日常的に各農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行います。</li> <li>・8月に管内全地区を対象として農地パトロール(農地利用状況調査等)を実施します。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議します。</li> </ul>
活動実績	8月の農地パトロール(農地利用状況調査)で、違反転用と疑われる事案については、過去の経緯等を調査しながら文書通知しました。市ホームページに農地法第4条、第5条許可申請書の記入方法や申請に必要な書類等についての解説を掲載しています。
活動に対する評価	違反転用等を発見するため、そのことに特化した農地パトロールの実施、更には農業委員並びに農地利用最適化推進委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供により把握し対応することで、抑止効果を得られたものと考えます。 また、違反転用等の理由の一つである「知らなかった」について、農地法第4条、第5条の周知方法の更なる工夫が必要です。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入。

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数： 63件、うち許可 63件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付では、両当事者が来庁のうえ事情聴取を行いながら申請手続きを行い、最も有利な制度にのせるよう指導しています。農業委員会事務局と農業経営改善支援センターがワンフロアであり、相互に連携しながら事務を進めています。申請された案件については、議案送付時に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査をしています。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局説明については、議案に基づき説明し、農地法の判断基準等についても補足説明を行うとともに、現地確認農業委員並びに農地利用最適化推進委員からの確認結果を合わせて報告し、審議しています。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	63 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し、公表しています。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

### 2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数： 37件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請者より転用計画の詳細を聞き取り、申請書及び添付書類を確認します。更に総会前に農業委員会六役から1名と農業委員3名の合計4名及び事務局で現地調査並びに事情聴取を行っています。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案の説明と農地転用許可基準等を説明し、更に現地確認をした農業委員が、現地調査の結果を詳細に説明した後に質疑等を受ける形式をとっています。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	申請者に文書等で許可及び許可書の受領について通知し、許可書交付時には特に議論された事項があれば伝えることにしています。審議の内容については、議事録により公表しています。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		33 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		33 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	-	
	対応方針	-	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	-	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 8,832 件 公表時期 令和3年9月 情報の提供方法:市ホームページで公表するとともに、全農家へチラシを配布しました。
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3,984 件 取りまとめ時期 令和4年1月 情報の提供方法:市ホームページにより公表しました。
	是正措置	特になし
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,067ha データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新しました。 公表:全国農地ナビにより公表しました。
		是正措置

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
----------------	-----------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉  〈対処内容〉
--------------------	-----------------------

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数      0      件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--